

告 示

埼玉県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、川越市荒川右岸用排水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を令和六年二月二十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧期間

令和六年二月二十六日から令和六年三月二十六日まで

二 縦覧場所

川越市役所
富士見市役所